

千葉県フリースクール等民間施設事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、千葉市立小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部及び中学部（以下、「市立学校」という。）に在籍する不登校児童生徒が利用するフリースクール等民間施設（以下、「民間施設」という。）が行う学習活動等の充実を図るため、当該民間施設の経費の一部について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、民間施設の設置者である事業者（以下、「補助事業者」という。）に対し補助金を交付する。

(補助対象施設)

第2条 補助金の交付の対象となる民間施設は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 不登校児童生徒に対する支援を主たる目的としていること。
- (2) 市内に施設又は活動拠点があること。
- (3) 営利を目的としない事業者（学校法人を除く。）が運営する施設であること。
- (4) 申請年度に、市立学校の児童生徒が入所した実績があること。また、当該児童生徒が在籍する学校長が通所状況等により出席扱いできると判断していること。
- (5) 「千葉市における不登校児童生徒が通う民間施設についてのガイドライン」に則った支援が行われていること。
- (6) 児童生徒の状況や指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との連携・協力関係が保たれていること。
- (7) 児童生徒に対する個別の学習計画を当該児童生徒の在籍学校と十分に連携しながら作成し、当該在籍校へ月例の状況報告を行うこと。
- (8) 学校、教育委員会の視察に適宜応じること。
- (9) 市立学校に在籍する児童生徒の人数を8で除した数以上の支援者がいること。ただし、特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒を受け入れている場合は、市立学校に在籍する児童生徒の人数を6で除した数以上の支援者がいること。

(補助対象経費及び補助額の算定方法)

第3条 補助対象経費は、別表に定める経費であり、補助金の額は、別表に掲げる1施設当たりの補助上限額と対象経費の支出（予定）額のいずれか少ない額とし、予算の範囲内においてこれを交付する。

(補助対象期間)

第4条 4月1日から翌年3月31日までを一つの年度とし、第6条に規定する交付の決定がなされた時から、年度内に実施された補助費目を補助対象とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとする場合は、千葉県フリー

スクール等民間施設事業費補助金交付申請書（様式第1号）を、別に定める期日までに市長に提出するものとする。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出を受けた場合、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行う。

2 前項の決定は、千葉県フリースクール等民間施設事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 第1項の規定による審査等の結果、交付することが不適当と認めたときには、直ちに申請者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 前項の通知は、千葉県フリースクール等民間施設事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（交付の条件）

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件その他市長が必要と認める条件を付すものとする。

（1）補助事業の内容を変更（軽微なものを除く。）する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

（2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

（3）補助金は、目的以外に使用しないこと。

（4）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（5）規則及びこの要綱を遵守すること。

（変更等の承認申請等）

第8条 補助事業者は、前条第1号の規定による承認を受けようとする場合は、千葉県フリースクール等民間施設事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による事業変更の申請があった場合は、変更の内容を審査し、補助金の変更交付を決定（不交付決定）し、その旨を千葉県フリースクール等民間施設事業変更交付決定（不交付決定）通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 補助事業者は、前条第2号の規定による承認を受けようとする場合は、事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による事業中止（廃止）の申請があったときは、千葉県フリースクール等民間施設事業中止（廃止）決定（不決定）通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第12条の規定により報告しようとする場合は、補助事業の完了後（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）10日以内又は補助金の交付の決定をした会計年度の末日のいずれか早い日までに、千葉県フリースクール等民間施設事業実績報告書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第13条の規定による通知は、千葉市フリースクール等民間施設事業費補助金額確定通知書(様式第9号)によるものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとする場合は、千葉市フリースクール等民間施設事業費補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとする場合は、千葉市フリースクール等民間施設事業費補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消)

第12条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市フリースクール等民間施設事業費補助金交付決定取消通知書(様式第12号)によるものとする。

(返還の命令)

第13条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市フリースクール等民間施設事業費補助金返還命令書(様式第13号)によるものとする。

(関係書類の整備)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経理を明らかにした帳簿及び関係書類等を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(報告及び調査)

第15条 市長は、この補助金に関して必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は関係職員に調査させることができる。

2 前項において、市長が補助金に関して報告を求めた場合又は関係職員による調査を求めた場合は、補助事業者はこれに応ずること。

(補則)

第16条 この要綱の実施に関し、その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行し、令和3年度分に係る交付事業の対象となる経費については、令和3年4月1日に遡及して適用するとともに、補助申請は、9月、12月の2回とする。

附 則

1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

2 令和3年度分に係る交付事業の対象となる経費については、令和3年4月1日に遡及して適用するとともに、当年度の補助申請は、施行日から一定の期間、随時受け付けるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費	補助上限額/ 1 施設あたり
○教材及び教具の整備に係る経費 ・児童生徒の指導・支援に使用する教材、教具等（参考図書等を含む） ・インターネットを活用した学習に係る経費等 ○体験学習等の実施に直接要する経費 ・体験料 ・講師招聘にかかる経費 ・引率者の旅費 ・引率者の当該活動に係る保険料 ・当該活動に係る消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、賃借料等 ○児童生徒の相談や指導のために必要となる施設の借上料	500,000円

- 補助事業者は、上記補助費目の中から、現状に即したものを補助申請する。
- 「施設借上料」については、自宅を兼ねる施設は含まない。また、施設借上のための初期費用（敷金、礼金等）、駐車場借上料及び借上施設の管理費（上下水道費、光熱費、火災保険料）は、含まない。